

愛媛県広域防災活動要領

平成 27年3月策定
令和 3年3月改定

愛 媛 県

目 次

第1章	策定の背景	1
第2章	広域防災拠点	2
第3章	要領の趣旨	8
第4章	救助機関等の受入体制	12
第5章	支援物資等の受入体制	20
第6章	参考資料	27
	(1) 広域防災拠点の一覧及び施設概要	
	(2) 活動拠点候補施設の一覧	
	(3) 市町の物資集積場所の一覧	
	(4) 救助機関等の応援要請等様式	
	(5) 広域防災拠点開設時のチェックリスト	
	(6) 物資供給計画様式及び輸送計画様式	
	(7) 広域防災拠点用資機材の一覧	

第1章 策定の背景

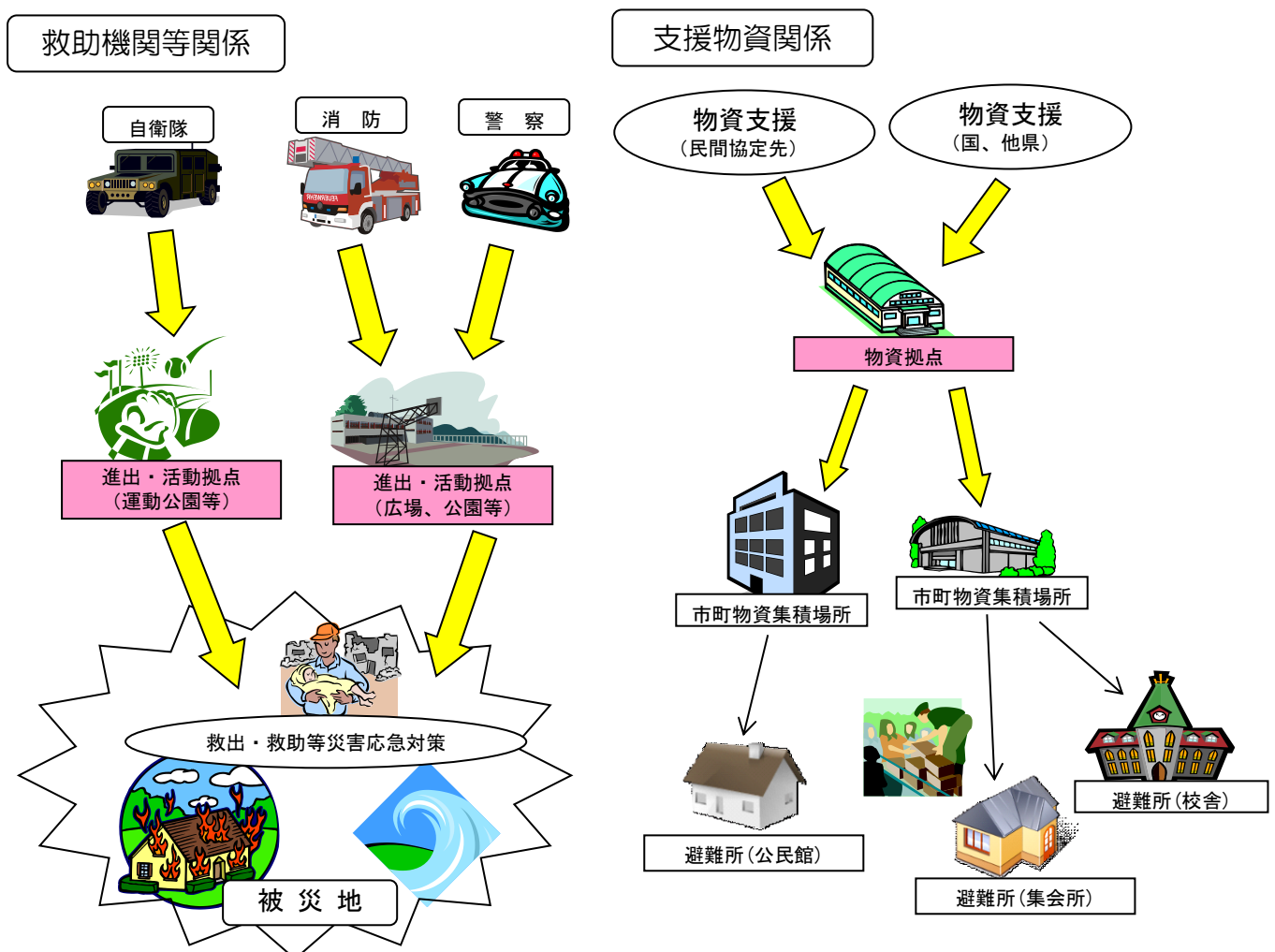
東日本大震災では、強い揺れや大津波によって、東北から関東にかけての太平洋沿岸の自治体を中心に甚大な被害を受け、自治体の機能が麻痺したことから、全国各地から、自衛隊・消防・警察など多くの応援部隊が被災地に集結するとともに、大量の支援物資が届けられた。

その際に、岩手県遠野市のように、後方支援拠点として機能した例もあったが、救助機関等間の連携がとれず、活動に支障をきたした事例や、全国から送られてきた救援物資が滞留し、被災者に適切に届かなかった事例等が発生した。

本県においても、近い将来に発生するとされる南海トラフを震源とする地震をはじめとした大規模災害によって、大きな被害の発生が懸念されているが、大規模災害発生時に、全国から派遣される自衛隊・消防・警察などの救助機関等や、県内外から送付される支援物資を、被災地や被災者まで円滑に届けるための広域防災体制の確立が大きな課題となっている。

このため、本県では、県と県内市町で「広域防災・減災対策検討協議会」を設置し、支援を受け入れる際に中心となる「広域防災拠点」を選定するとともに、支援の受け入れの手順等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」を策定した。

(広域防災体制のイメージ図)



第2章 広域防災拠点

1 広域防災拠点の選定方針

平成26年3月に、県内外からの人的・物的支援を受け入れる際に中心となる「広域防災拠点」を、次の基準で選定した。

(1) 広域防災拠点の考え方等

「広域防災拠点」に関しては、法令等で定まった定義はないが、今回作成する要領では、大きく「進出・活動拠点」と「物資拠点」の2つを、「広域防災拠点」として定義した。

① 進出・活動拠点

自衛隊、消防、警察などの機関が進出し、救助活動等を行うための拠点として、各地域の総合的な拠点となる「進出拠点」と、より被災地に近い場所に設置する「活動拠点」の2つに分けた。

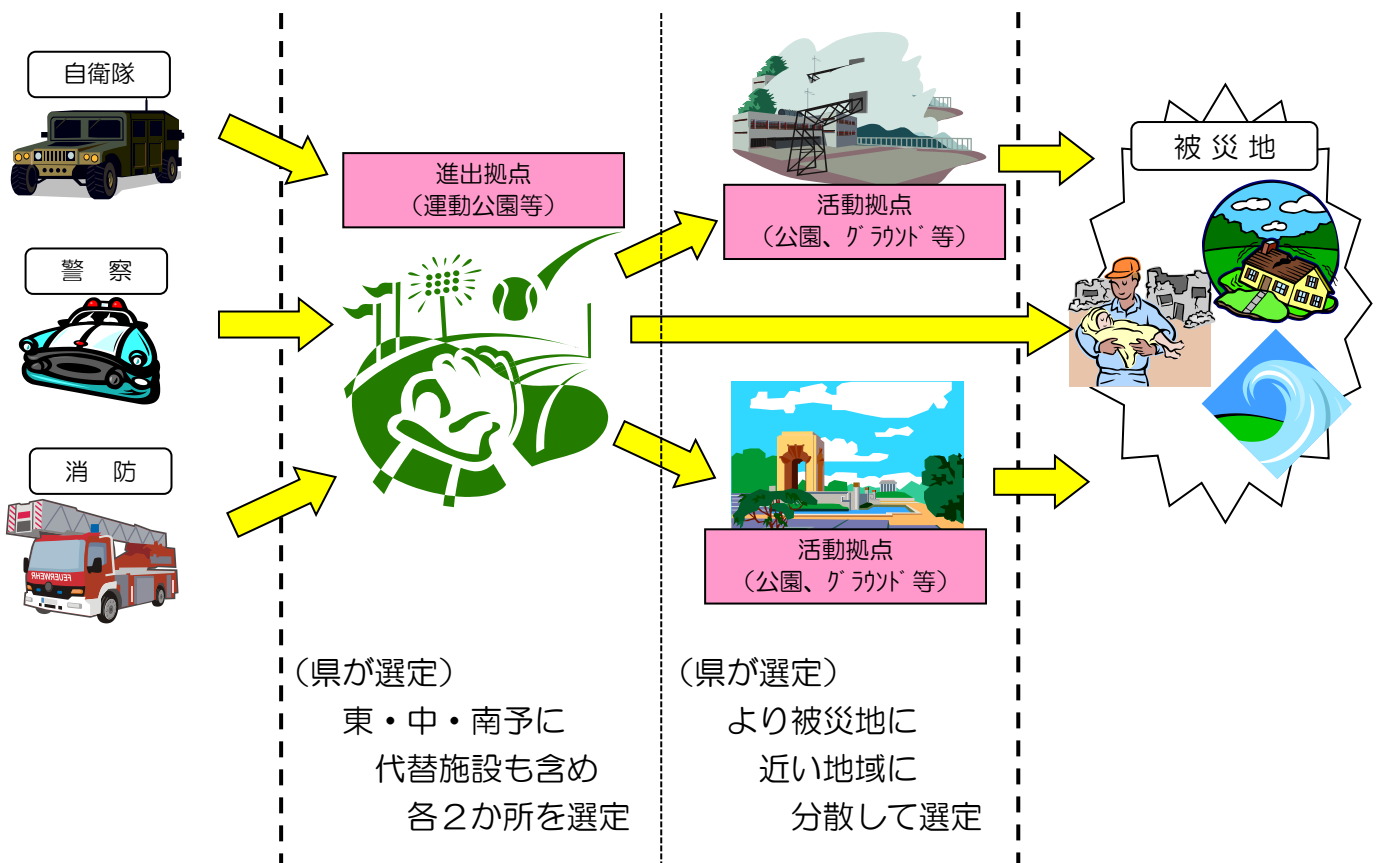
ア 進出拠点

各機関が集結し、被災地に必要な人や物を送り込むための総合的な拠点で、代替施設を含め、東予・中予・南予に、各2か所ずつ選定した。

イ 活動拠点

より被災地に近い地域で活動するための拠点として、進出拠点から遠い地域に分散し、必要な箇所を選定した。

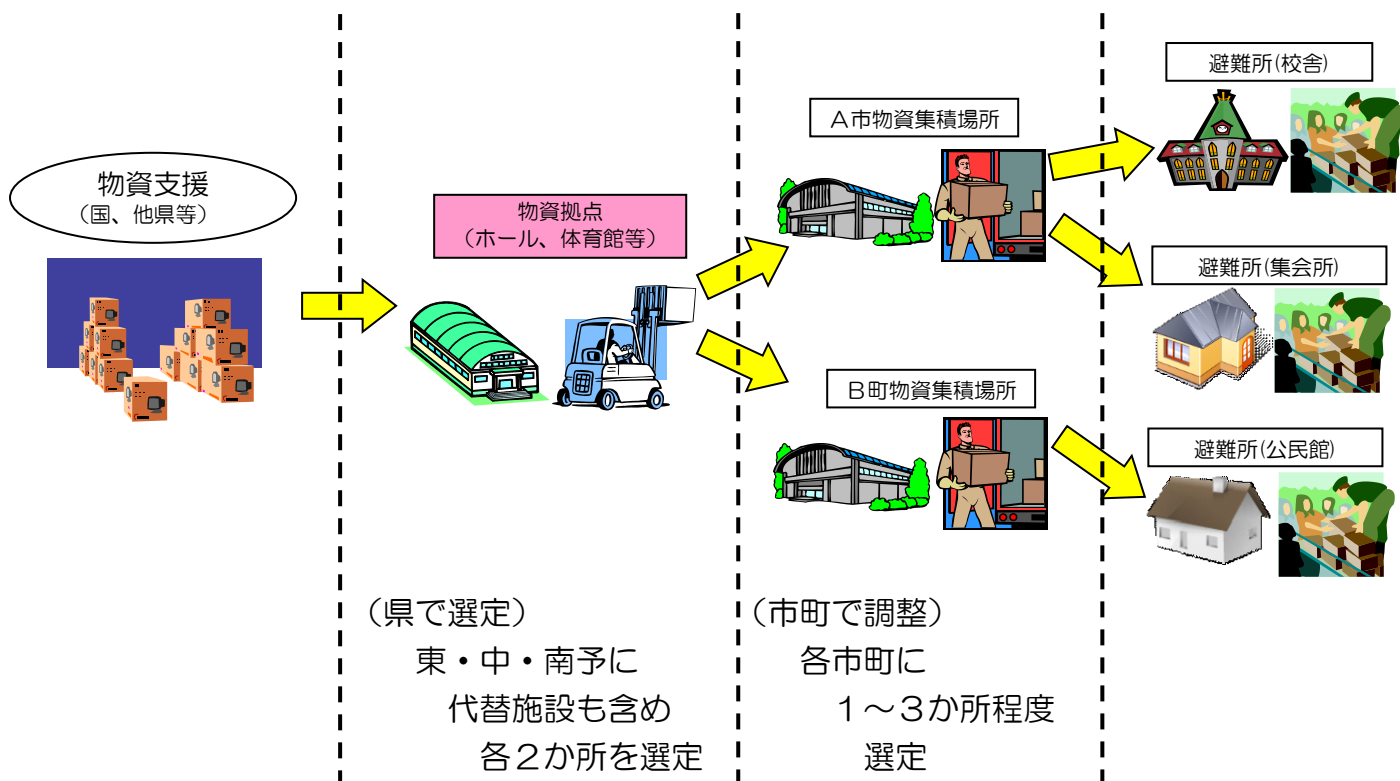
(進出・活動拠点のイメージ図)



② 物資拠点

国や他県等からの支援物資を受け入れ、保管し、市町へ配送するための拠点を想定しており、代替施設を含め、東予・中予・南予に、各2か所ずつ選定した。

(物資拠点のイメージ図)



(2) 広域防災拠点選定に当たっての条件

広域防災拠点の選定に当たっては、県内の県有及び市町有施設等の中から、活動に必要な敷地及び建物を有する施設を調査し、以下の立地条件や施設条件を極力満たす施設を優先して選定した。

(立地条件)

- ・ 津波浸水地域外にあり、土砂災害等の危険性が少ないこと
- ・ 高速道路から近いなど、交通アクセスに優れていること
- ・ 施設への道路の幅員が確保されており、住宅密集地に隣接していないこと
- ・ 地方本部・支部や市町、関係機関等の連携に優れていること など

(施設条件)

- ・ 原則として、公的施設であること
- ・ 活動に必要な敷地や建物（屋外は概ね10,000㎡以上、屋内は概ね1,000㎡以上）を有すること
- ・ 建物については、耐震化が図られているか、今後耐震化の予定があること
- ・ 一定期間以上（半年程度）の継続使用が可能であること
- ・ 他の防災関係の指定（避難所等）と重複しないこと など

2 広域防災拠点一覧

(1) 進出・活動拠点

(「○」が進出拠点、「・」が活動拠点、【 】内は施設所有者)

《東 予》

- 山根公園【新居浜市】
- 小松中央公園【西条市】
- アウトドアオアシス石鎚【西条市】
 - ・今治西部丘陵公園【今治市】
 - ・やまじ風公園【四国中央市】

《中 予》

- 県営総合運動公園【愛媛県】
- 生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセンター【愛媛県】
- ウェルピア伊予【伊予市】
 - ・久万公園グラウンド【久万高原町】
 - ・道の駅「天空の郷さんさん」【久万高原町】

《南 予》

- 丸山公園【宇和島市】
- 西予市宇和運動公園【西予市】
 - ・八幡浜・大洲地区運動公園【八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合】
 - ・伊方町民グラウンド【伊方町】
 - ・鬼北総合公園【鬼北町】
 - ・第3号南予レクリエーション都市公園（城辺公園）【愛媛県】

(2) 物資拠点（【 】内は施設所有者）

《東 予》

- 山根公園【新居浜市・再掲】
- アウトドアオアシス石鎚【西条市・再掲】

《中 予》

- 県営総合運動公園【愛媛県・再掲】
- 生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセンター【愛媛県・再掲】
- 愛媛国際貿易センター（アイテムえひめ）【愛媛県】

《南 予》

- 西予市宇和運動公園【西予市・再掲】
- 宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）【宇和島市】

【留意事項】

- 東予地区の「小松中央公園」と「アウトドアオアシス石鎚」、中予地区の「県営総合運動公園」と「生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンター」及び「久万公園グラウンド」と「道の駅「天空の郷さんさん」」は近隣にあることから、一体的な使用を想定している。
- 進出拠点は、活動拠点として活用を行うことも想定している。

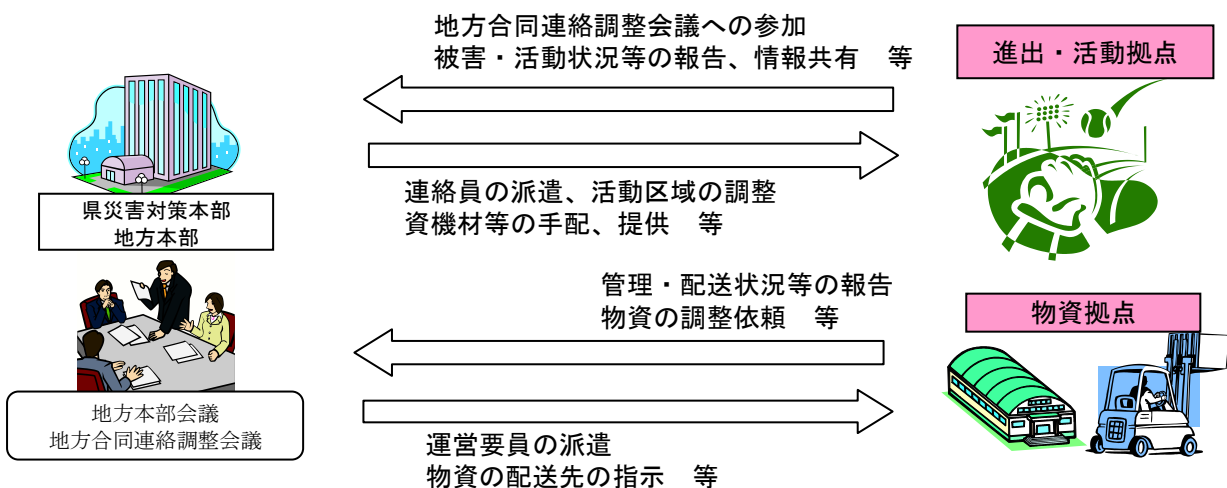
愛媛県広域防災拠点 配置図



3 広域防災拠点の運営

- 広域防災拠点は、各地方局に設置される地方本部が所管する。
- 進出・活動拠点は、原則、施設職員の協力を得て、救助機関等が直接運営するが、救助機関等との調整や協議等を行うための連絡員として、2名程度の地方本部職員を派遣する。
- 物資拠点は、地方本部に組織される広域物資拠点对策班が運営することとし、あらかじめ班員に指名された県職員が参集し、運営する。
なお、被災後、物流ノウハウを有する民間業者等の協力を得られる状況になれば、市町や関係機関等と協議の上、物資拠点の運営や物流システム全体等の委託を検討し、実施する。
- 地方本部では、地方本部会議や、関係機関との調整や情報交換等を行う地方合同連絡調整会議を開催し、救助機関等や物流関係機関等との情報共有に努める。
- 広域防災拠点の運営等に伴い、地方本部の人員が不足する場合は、本庁や他の地方局から、応援職員を派遣する。
- あらかじめ、拠点を開設するために必要となるチェックリストを作成する。
(第6章(5)「広域防災拠点開設時のチェックリスト」参照)

(地方本部における活動イメージ図)



4 広域防災拠点の使用

- 大規模災害発生時には、県から施設所有者に対し要請を行った上で、広域防災拠点選定施設の敷地、建物、設備等を優先的に使用する。
- 大規模災害発生時には、県は施設所有者に対し、可能な範囲で施設の職員に協力を求めることができる。
- 県が施設を使用する場合の使用料等は、原則無償とする。ただし、施設を使用する期間の光熱水費等については、県が負担する。
- 県は、施設の使用が終了したときは、県の責任により原状回復を行うものとする。
- 施設が、指定管理者制度等により第三者へ管理運営を委任している場合であって、県が施設を優先的に使用することにより当該第三者に損失が発生したときは、県と施設所有者は当該損失について協議の上、適切に対応する。

5 広域防災拠点における平時の連携

- 県と施設所有者、施設管理者は、平時から緊密に連携するとともに、発災時の初動の連絡を円滑に実施するため、定期的に担当者や連絡先を交換する。
- 施設所有者は、広域防災拠点としての使用に変更等が生じる施設の改築や改装等を行う場合は、県へあらかじめ通知する。
- 県は、施設所有者等と協議の上、大規模災害発生時に使用する資機材や設備等を施設に保管する。
- 施設所有者は、自衛隊等の関係機関による施設の現地調査等や、県が実施する施設を活用した訓練の実施に、支障のない範囲で協力する。

6 その他の実施事項

- 広域防災拠点は、「大規模災害発生時における広域防災拠点の使用に関する協定（平成26年10月2日締結）」に基づき運用する。
- 発災時に広域防災拠点で活動する際に必要となる資機材（投光機や発電機など）を、平成27年度から3年をかけて整備し、各拠点に配備している。
（第6章(7)「広域防災拠点用資機材の一覧」参照）
- 整備した資機材は、地方局・支局管内で発生した災害対応時等に幅広く使用するほか、平時においても各種訓練等において積極的に活用する。
- 進出・活動拠点が被災し使用できない場合や局所的な災害が発生した場合等は、進出・活動拠点を補完するためあらかじめ選定している「活動拠点候補施設」を中心に、使用する施設を決定する。
（第6章(2)「活動拠点候補施設の一覧」参照）
- 物資拠点が被災し使用できない場合等は、物資拠点を補完するためあらかじめ選定している「民間物資拠点候補施設」を中心に、使用する施設を決定する。

第3章 要領の趣旨

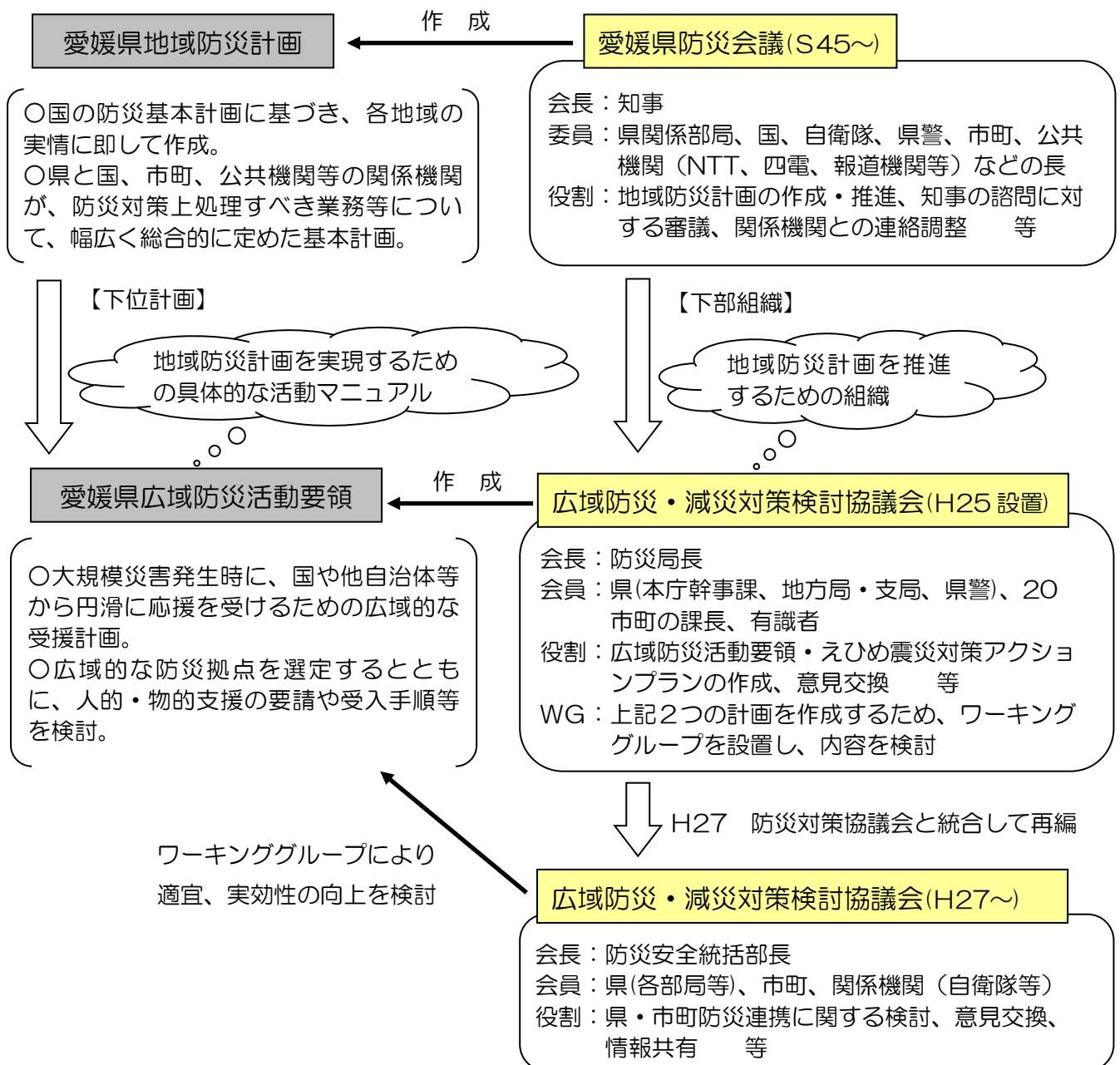
1 要領の目的

この要領は、国の災害対策基本法や防災基本計画をはじめとする防災関係法令・計画等や愛媛県地域防災計画に基づき、愛媛県内において南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合において、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や食料・水・生活必需品などの必要物資の支援を要請するとともに、円滑に受け入れるための基本的な体制や手順について定める。

2 要領の位置付け

この要領は、愛媛県地域防災計画に掲載されている項目を実現するための具体的な活動マニュアルであり、地域防災計画の下位計画として位置付ける。

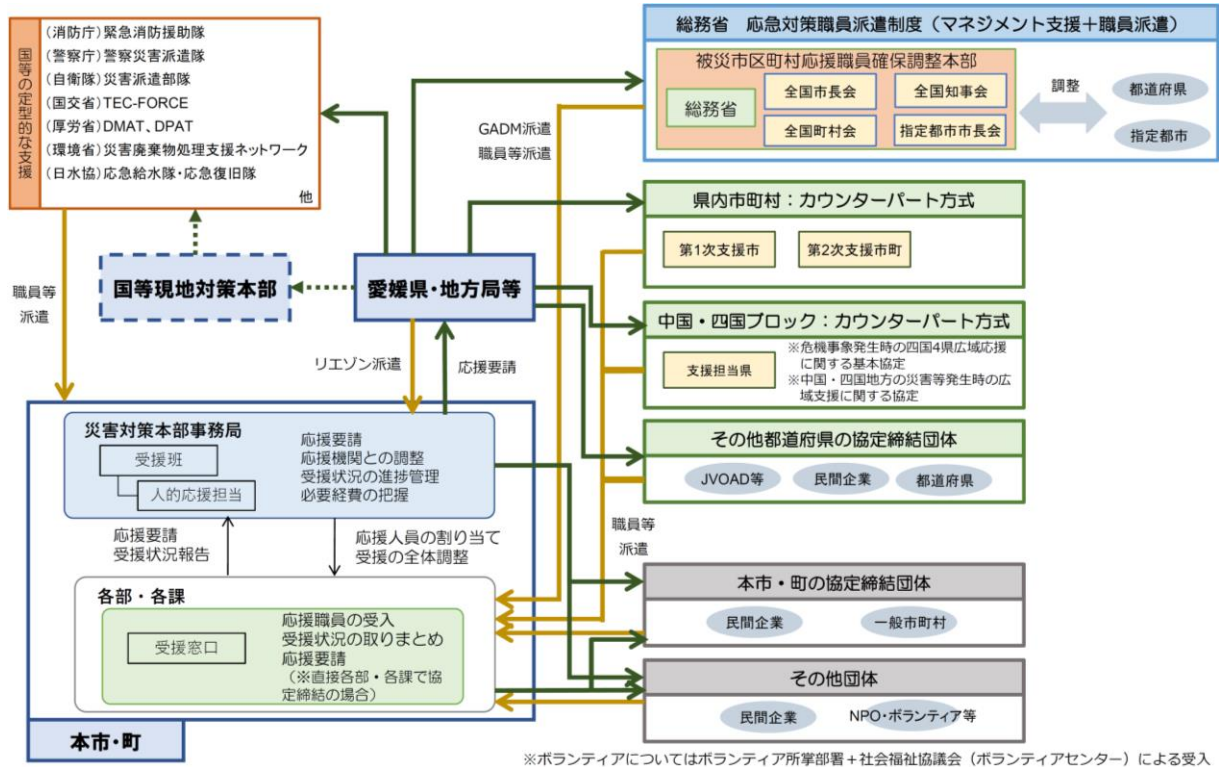
(参考：要領の位置付け)



3 要領の対象

この要領は、自衛隊・消防・警察などの救助機関等と食料・水・生活必需品の必要物資の要請方法や受入手順を定めたものであり、DMATなどの国の省庁別の支援等に係る受入については、別途定めた計画・要領等に基づいて実施する。

(参考：応援・受援の基本的な枠組み(愛媛県受援計画策定モデルより抜粋))



4 国や市町、関係機関等との連携

この要領は、国や市町、広域防災拠点管理者のほか、自衛隊等の関係機関等にも幅広く配布し、広域防災に関する情報の共有を図る。

また、必要に応じ、県と国や市町、関係機関等が意見交換や情報共有を行う会議の設置を検討するとともに、要領に基づく実動・図上等の訓練を実施するなど、策定後も関係機関等との連携を強化する。

5 実効性の確保

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、本要領に基づき、速やかに県内外からの支援を受け入れ、効率的かつ効果的な災害応急対策を実施する。

また、大規模災害発生後に、想定と異なる状況や要領の修正が必要な状況が判明した場合等には、本要領にとらわれず、その状況に応じ、柔軟に適切な災害対応を行う。

なお、この要領は、各種訓練の検証結果や、防災を取り巻く状況及び知見の変化、関係する自治体や機関の防災体制の変更等に応じ、適宜見直しを行い、実効性を高める。

6 他計画との関係

災害時における救助機関等や物資の受入については、この要領を基本として、

- 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(内閣府)
- 「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」(四国4県)

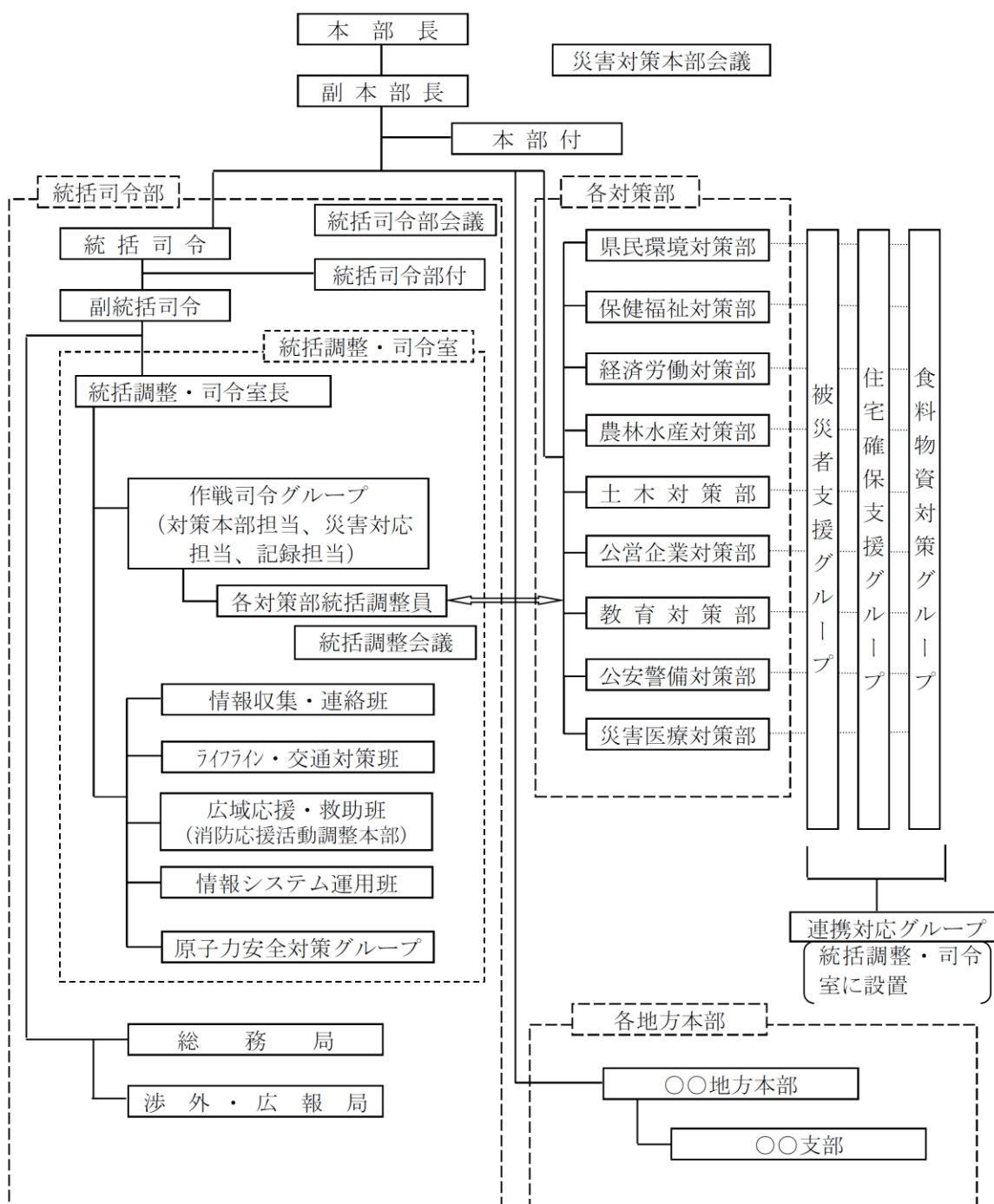
- 「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」(中四9県)
 - 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(全国知事会)
- などと整合性を図りつつ、総合的に実施する。

7 要領の運用

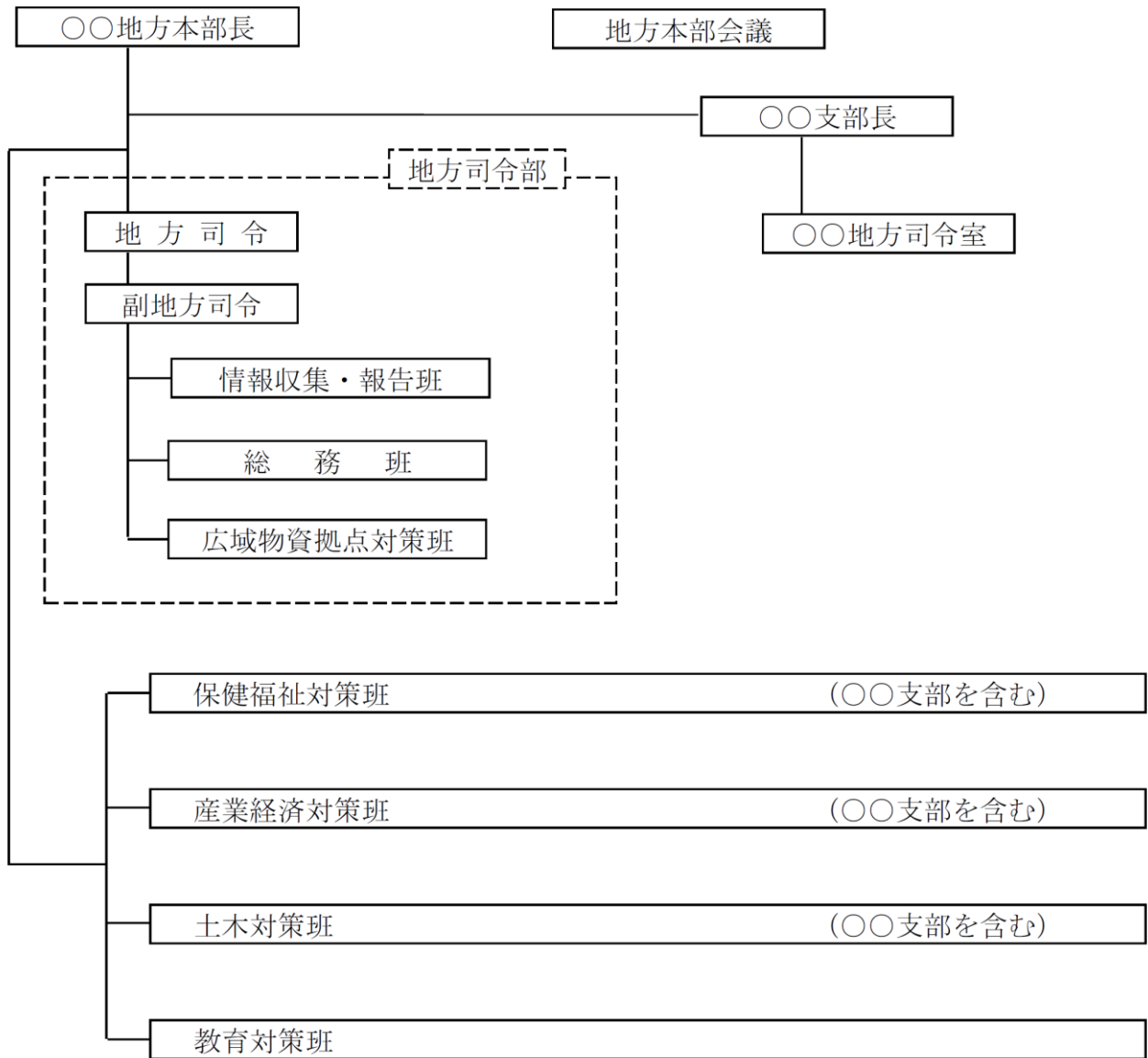
この要領は、大規模災害発生時に、本庁に設置される災害対策本部(以下、「県本部」という。)及び地方局に設置される地方本部において運用する。

このうち、救助機関等の受入については、県本部では作戦司令グループ(災害対応担当)及び広域応援・救助班、地方本部では総務班が、また物資の受入については、県本部では食料物資対策グループ、地方本部では広域物資拠点对策班が、それぞれ中心となって行う。

(参考：災害対策本部組織図)



(参考：地方本部組織図)



第4章 救助機関等の受入体制

1 県の役割

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、自衛隊・消防・警察など救助機関等の受入に関しては、県本部では作戦司令グループ（災害対応担当）及び広域応援・救助班が、地方本部では総務班が、それぞれ中心となって行う。

また、救助機関等間の活動の調整や、救助機関等と県本部及び地方本部との連携等を円滑に行うため、これら機関を交えた「合同連絡調整会議」及び「地方合同連絡調整会議」を設置し、情報共有や意見交換に努める。

さらに、派遣部隊を被災現地で受け入れるに当たり、当該部隊や広域防災拠点（進出・活動拠点）（以下、この章において「進出・活動拠点」という。）、市町等との調整を行うため、「現地連絡員」として地方本部の職員を、進出・活動拠点に派遣する。

なお、地方本部の人員が不足する場合は、本庁や他の地方局から、応援職員を派遣する。

2 市町の役割

各市町では、大規模災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、県や関係機関等と連携し、災害対応を行う。

救助機関等の受入に関する市町の役割としては、被害情報の収集及び提供、進出・活動拠点の下位の拠点の確認・開設、活動部隊の受入の準備・誘導・支援、並びに県や関係機関等との情報共有などである。

3 各救助機関等の派遣等

(1) 自衛隊

① 自衛隊の災害派遣

○ 自衛隊は、災害により自治体の災害対応能力では対処できない事態が発生した場合に、自衛隊法第83条に基づく災害派遣を実施し、防衛用の組織と装備を活用して地域を支援する。

○ 自衛隊の災害派遣には、

- ・公共性（人命または財産を保護しなければならない必要性）
- ・緊急性（差し迫った必要性）
- ・非代替性（自衛隊の派遣以外にほかに適切な手段がない）

の3原則を満たす必要がある。

○ 自衛隊の主な活動内容は、行方不明者の捜索、被災者の救出・救助、人員・物資の輸送、堤防や道路の応急復旧、空中消火、応急医療・防疫活動などのほか、被災状況や緊急性に応じて対処可能な活動を行う。

○ 本県には、陸上自衛隊松山駐屯地（陸上自衛隊中部方面特科隊）が所在しており、災害時における情報共有や災害派遣要請等は、当該駐屯地に対して行う。

また、海上自衛隊又は航空自衛隊の派遣を必要とする場合は、海上自衛隊呉地方総監部又は航空自衛隊西部航空方面隊司令部に対して要請を行う。

② 連絡員（リエゾン）の派遣

- 県は、地震発生直後から県の把握しうる被害状況等について、随時、自衛隊に情報提供する。
- 大規模災害が発生した場合、自衛隊では、自動的に県へ連絡員を派遣することとしているが、しばらくしても連絡員が派遣されない場合は、県から連絡員の派遣を依頼する。
- 地方本部において、当該地域における活動に関し、関係機関等の調整や情報共有等が必要になる場合は、地方本部にも連絡員の派遣を依頼する。

③ 県本部及び地方本部における対応

- 県本部は、自衛隊や消防、警察等の関係機関と連絡・調整等を円滑に行うため、「合同連絡調整会議」を設置する。
- 県本部は、自衛隊からの要請を受け、車両の駐車場所、アンテナ等の通信設備の設置場所、自衛隊の指揮所スペース、連絡員の待機スペース等を確保する。
- 地方本部において、自衛隊の連絡員を受け入れる場合においても、同様の対応をとる。

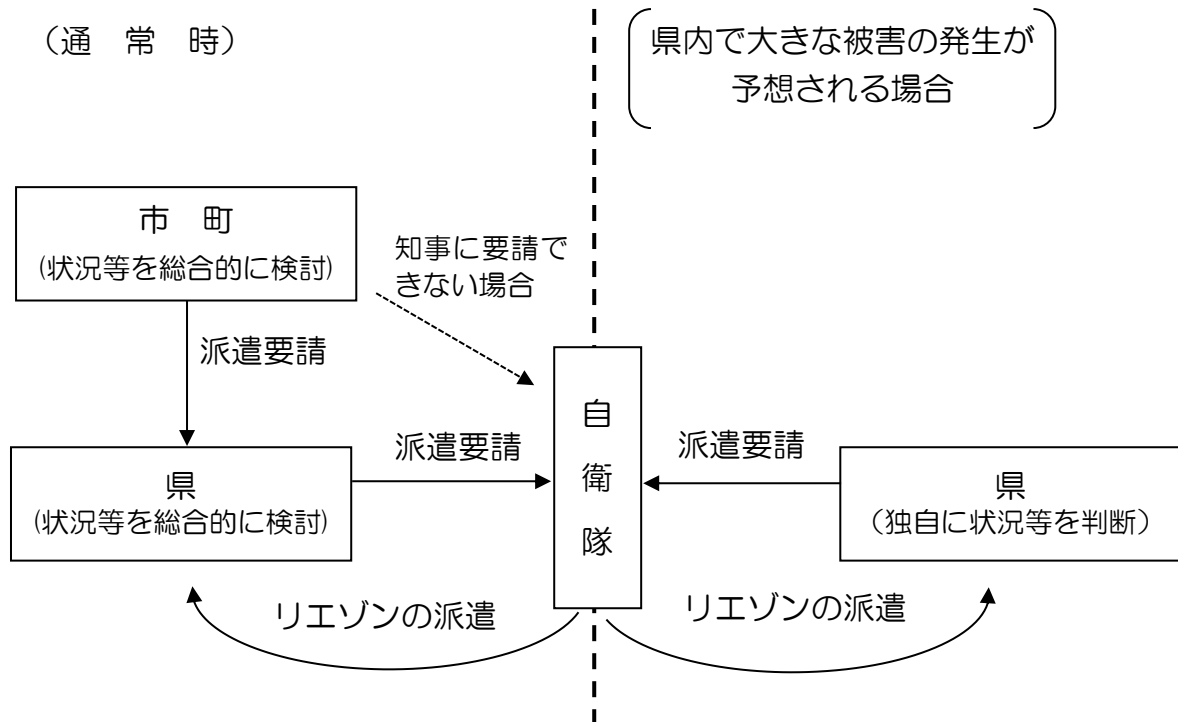
④ 派遣要請

- 市町は、前述の3原則や被災状況等を検討した上で、自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、速やかに県に対し派遣要請を行う。
- 派遣要請を行う際には、
 - ・災害の状況及び派遣を要請する事由（発生場所や状況等）
 - ・派遣を希望する期間
 - ・派遣を希望する区域及び活動内容（人員、必要装備等）
 - ・その他参考となるべき事項を整理した上で、第6章(4)「救助機関等の応援要請等様式」により、県へ連絡する。（自衛隊法施行令第106条）
- 県は、市町からの要請内容や上記派遣の3原則、県内の被災状況等を総合的に検討した上で、派遣が必要と判断した場合は、速やかに自衛隊に派遣要請を行う。
- 県は、南海トラフ地震等の大規模災害が発生し、県内で大きな被害の発生が想定され、地域の防災能力では対処できないことが明らかな場合は、市町からの要請を待たず、知事の判断により、自衛隊に派遣要請を行う。
- 県から自衛隊への派遣要請については、文書による要請が原則であるが、緊急を要する場合等は、口頭（電話等）で行うことができる。この場合は、事後速やかに文書による要請手続を行う。

⑤ 撤収

- 要請した目的を達成した場合や派遣の必要性がなくなった場合等には、派遣先市町、県、派遣部隊による撤収に関する協議に基づき、市町は、第6章(4)「救助機関等の応援要請等様式」により、県に通知する。
- 県は、市町からの撤収要請を受け、自衛隊に撤収要請を行う。

(自衛隊災害派遣要請フロー図)



(2) 消防

① 緊急消防援助隊

- 緊急消防援助隊は、消防組織法に基づき、国内における大規模災害や特殊災害の発生に際し、被災地の都道府県内の消防力では対処できない場合に、消防庁長官の要請または指示により出動し、被災地の市町長の指揮の下に応援活動を行うことを任務とする、全国の消防機関による相互応援組織であり、都道府県ごとに大隊が編成される。
- 都道府県大隊は、指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、航空中隊等のうち被災地の応援に必要な中隊をもって編成され、小隊単位で、あらかじめ消防庁に登録されている。
- 緊急消防援助隊の主な活動内容は、被災地における要救助者の検索・救助活動、救急活動、消火活動などである。
- 緊急消防援助隊の要請・受入の手順は、別途策定している「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」に沿って実施する。

② 県本部及び地方本部における対応

- 本県への緊急消防援助隊の出動が決定された場合には、緊急消防援助隊が被災地で迅速かつ的確な活動を行うため、県本部内に「消防応援活動調整本部」を設置する。
- 調整本部は、被害状況をはじめとする各種情報の収集・整理、消防機関相互の活動調整、緊急消防援助隊の部隊移動、関係機関との連絡調整等の事務を行う。
- 調整本部には、代表消防機関（松山市消防局）等職員、防災航空隊員、指揮支援部隊長等が参集するため、必要に応じ、車両の駐車場所、アンテナ等の通信設備の設置場所、職員の待機場所等を確保する。

- 県本部は、自衛隊や消防、警察等の関係機関と連絡・調整等を円滑に行うため、「合同連絡調整会議」を設置する。
- 地方本部において、消防の連絡員を受け入れる場合においても、同様の対応をとる。

③ 応援要請

- 市町は被災規模や被災状況を考慮し、消防本部や県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、速やかに県へ応援要請を行う。
なお、県と連絡を取ることができない場合は消防庁長官へ直接要請し、事後速やかに県に報告する。
- 応援要請を行う際には、
 - ・被害状況
 - ・緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
 - ・緊急消防援助隊の任務
 - ・その他必要な事項を整理した上で、第6章(4)「救助機関等の応援要請等様式」により、県へ連絡する。
- 県は、災害の規模や被災状況、県内の消防力等を総合的に検討した上で、派遣が必要と判断した場合は、速やかに消防庁に対し応援要請を行う。
- 県は、被災地の市町から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（松山市消防局）等と協議し、出動の必要があると判断した場合は、速やかに消防庁に対し応援要請を行う。
- 県は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関及び被災地の市町へ通知する。
- 県は、派遣部隊を進出・活動拠点等に受け入れるに当たり、市町や関係機関等との調整を行うため、必要に応じ、地方本部で開催される地方合同連絡調整会議へ、連絡員の派遣を依頼する。

④ 活動終了

- 被災地の市町長は、緊急消防援助隊の引き上げを決定した場合は速やかに県に通知し、県は、消防庁にその旨を通知する。
- 県は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合は、その旨を消防庁長官に対して報告する。

(3) 警察

① 警察災害派遣隊

- 愛媛県警の災害警備体制では対処できない災害が発生した場合、警察法第60条第1項の規定に基づき、愛媛県公安委員会から警察庁または他の都道府県警察に対し、「警察災害派遣隊」の派遣など、援助の要求を実施する。
- 警察災害派遣隊は、東日本大震災での教訓を踏まえて設立された部隊であり、発災後直ちに被災地等へ派遣される「即応部隊」と、発災から一定期間経過後に派遣される「一般部隊」がある。
- 「即応部隊」は、被災地から支援を受けることなく、被災者の救出救助や緊急交通路の確保、検死・身元確認など、発災初期に必要とされる活動を行う。
- 「一般部隊」は、被災地の治安維持を図るため、交通整理・規制やパトロール、住民の相談対応等など、被災地の要望を踏まえた活動を行う。

② 連絡員（リエゾン）の派遣

- 県は、地震発生直後から県の把握しうる被害状況等を、随時、警察に情報提供する。
- 大規模災害が発生した場合、警察では、自動的に県へ連絡員（リエゾン）を派遣することとしているが、しばらくしても連絡員が派遣されない場合は、県から連絡員の派遣を依頼する。
- 地方本部において、当該地域における活動に関し、関係機関等の調整や情報共有等が必要になる場合は、地方本部にも連絡員の派遣を依頼する。

③ 県本部及び地方本部における対応

- 県本部は、自衛隊や消防、警察等の関係機関と連絡・調整等を円滑に行うため、「合同連絡調整会議」を設置する。
- 県本部は、警察からの要請に応じ、連絡員等の車両の駐車場所、アンテナ等の通信設備の設置場所、連絡員の待機場所等を確保する。
- 地方本部において、警察の連絡員を受け入れる場合においても、同様の対応をとる。

④ その他

- 警察災害派遣隊は、県公安委員会の管理の下に活動する組織であり、県や市町からの派遣要請がなくとも、県公安委員会の判断により、独自に活動することができる。
- 県は、県警が警察庁等へ援助の要求を行う際の判断の参考するため、連絡員等を通じ、県内の被災状況や関係機関等への派遣要請の状況等など、必要な情報の提供や共有に努める。

(4) 海上保安庁

① 海上保安庁の支援

- 海上における警察・救難・交通等に関する業務を所掌する海上保安庁では、所属の巡視船艇及び航空機により、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を行うほか、避難対策、救援物資の輸送活動等を行う。

また、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援を行う。

- 本県に所在する海上保安庁は、第六管区海上保安本部（広島市所在）の所管になり、松山・今治・宇和島の各海上保安部及び新居浜海上保安署が所在する。

② 連絡員（リエゾン）の派遣

- 県は、地震発生直後から県の把握しうる被害状況等を、随時、松山海上保安部を通じて、情報提供する。
- 大規模災害が発生した場合、松山海上保安部から県へ連絡員を派遣することとしているが、しばらくしても連絡員が派遣されない場合は、県から連絡員の派遣を依頼する。
- 地方本部において、関係機関等の情報共有や調整が必要になる場合は、必要に応じ、地方本部にも連絡員の派遣を依頼する。

③ 県本部及び地方本部における対応

- 県本部は、自衛隊や消防、県警等の関係機関と連絡・調整等を円滑に行うため、「合同連絡調整会議」を設置する。
- 県本部は、海上保安部からの要請に応じ、連絡員等の車両の駐車場所、アンテナ等の通信設備の設置場所、連絡員の待機場所等を確保する。
- 地方本部において、海上保安部署の連絡員を受け入れる場合においても、同様の対応をとる。

④ 出動・支援要請

- 県または市町は、被災状況等を検討した上で、海上における救助や輸送など、海上保安庁による支援が必要と判断した場合は、所轄の海上保安部署に出動を要請する。なお、県からの出動要請については、松山海上保安部を窓口とする。
- 県は、大規模災害が発生し、陸上における救助・救急活動等に支援が必要となった場合及び市町から同様の情報等を入手した場合は、海上保安庁の活動に支障を来さない範囲において、松山海上保安部を窓口として支援を要請する。

- 県が上記の支援を要請する際には、
 - ・災害の状況や支援を要請する事由（発生場所や状況等）
 - ・支援を希望する期間
 - ・支援を希望する区域および活動内容（派遣人数、必要装備等）
 - ・その他参考となるべき事項

を整理した上で、第6章(4)「救助機関等の応援要請等様式」により、連絡する。

なお、支援要請については、文書による要請が原則であるが、緊急を要する場

合等は、口頭（電話等）で行うことができる。この場合は、事後速やかに文書による要請手続を行う。

4 進出・活動拠点の受入体制の整備

救助機関等へ派遣要請等を行った場合、県本部及び地方本部では、これら機関を受け入れるための体制を整える。

(1) 進出・活動拠点の選定

- 県本部は、救助機関等へ派遣要請を行うに際し、事前に、派遣を要望する地域を所管する地方本部を通じ、進出・活動拠点として選定している施設に対し、被災状況や使用の可否を、施設管理者へ直接確認する。
- 県本部は、進出・活動拠点の周辺の道路状況について、情報を収集する。
- 県本部は、各拠点の状況や救助機関等から派遣される部隊の規模、活動に必要な敷地や周辺の道路状況等を総合的に勘案し、使用する進出・活動拠点を選定する。
- 拠点は、原則として進出・活動拠点から選定するが、当該拠点が使用できない場合や局所的な災害が発生した場合などは、県と市町が協議の上、拠点を補完するためあらかじめ選定している「活動拠点候補施設」等の中から拠点を選定する。
- 市町は、活動拠点候補施設や、その他拠点として活用できそうな施設の状況について被災状況を確認しておき、必要に応じ、被災地の拠点として効果的な活用が期待できる施設を、地方本部を通じ、県本部へ情報提供する。
- 進出・活動拠点において通信に支障が発生している場合は、県防災通信システムの可搬局や衛星携帯電話（業者調達）等により対応する。

(2) 進出・活動拠点の開設準備

- 地方本部は、決定した拠点に対し、開設の依頼及び職員の協力を依頼するとともに、受け入れ準備のため、施設へ連絡員を派遣する。
- 県本部は、最新の交通状況を参考に、拠点までの進出ルートを確保し、救助機関等へ連絡員等を通じて、進出経路を伝達する。
- 施設管理者は、地方本部連絡員等と協力し、施設の開錠や立ち入り禁止区域の設定など、救助機関等を受け入れるための準備を行う。
- 県本部は、事前に拠点の効率的な使用や動線を検討するため、必要に応じ、救助機関等に先遣部隊や偵察員の派遣を依頼するなど、活動しやすい環境整備に努める。
- 地方本部は、拠点の開設準備が整った時は、その旨を県本部に連絡する。

(3) 進出・活動拠点の開設

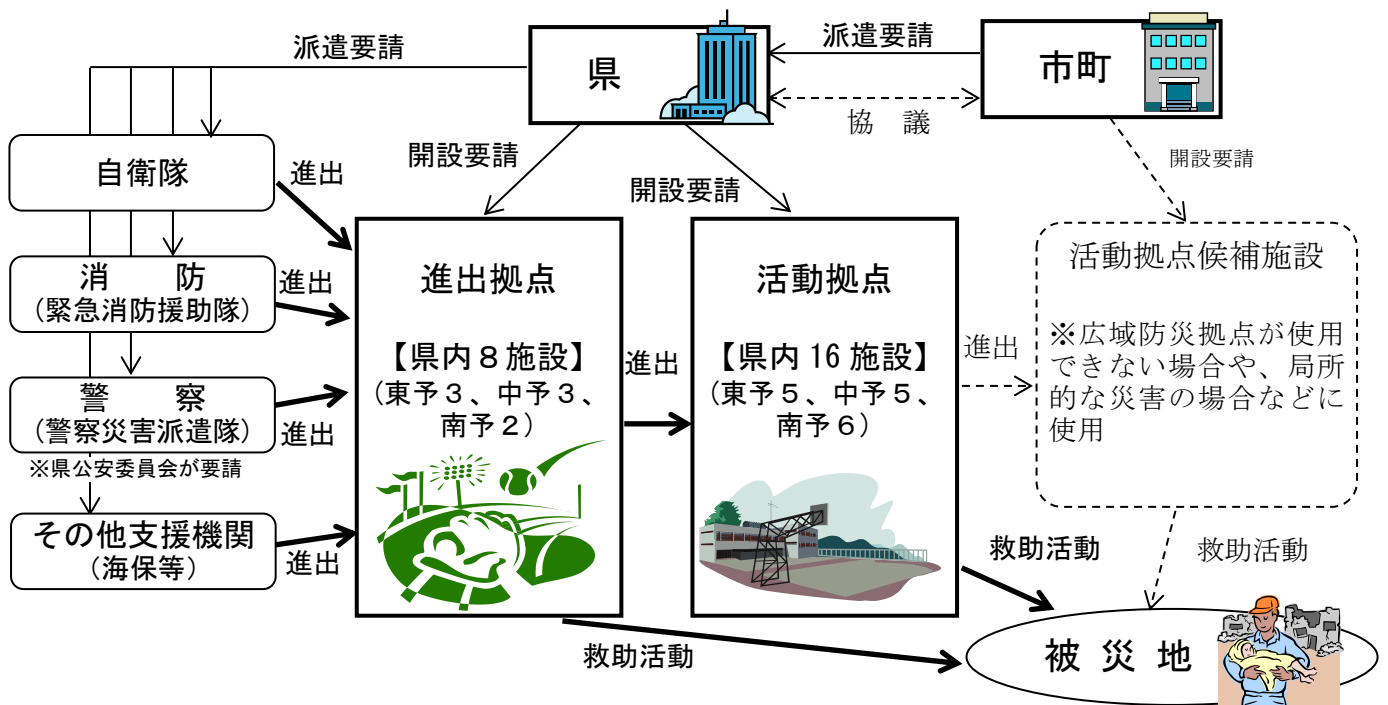
- 県本部は、国や市町、関係機関等に対し、進出・活動拠点の開設を周知する。
- 地方本部は、必要に応じ、救助機関等の部隊に対し、拠点までの誘導を行う。

5 進出・活動拠点の運営、情報共有体制の整備

- 進出・活動拠点としての運営は、地方本部連絡員や施設職員の協力を得て、救助機関等が自ら実施する。
- 地方本部は、救助機関等へ、拠点周辺の被災や交通規制の状況、ヘリポートや災害拠点病院等の重要拠点等の情報を提供する。

- 地方本部は、連絡員を通じ、拠点における活動状況や救助機関等からの要望について、定期的に県本部へ報告する。
- 県本部及び地方本部は、救助機関等からの要請に応じ、拠点に備蓄している防災拠点用資機材を提供するほか、活動に必要な資機材の提供依頼があった場合は、県保有資機材の貸与や、災害時応援協定締結業者からの調達等により、可能な限り協力する。
- 地方本部は、救助機関等と、地方本部会議や地方合同連絡調整会議を通じ、活動の状況や今後の活動方針等について協議や調整を行うとともに、道路等の復旧状況や他機関の活動状況等について、情報共有に努める。

(救助機関等の受入フロー図)



第5章 支援物資等の受入体制

1 支援物資供給の体制

支援物資の受入・供給に関しては、本章において概要を定め、「愛媛県救援物資供給マニュアル（平成30年3月策定、令和2年3月改定）」において具体的な手順を定める。

(1) 県本部及び地方本部の体制

① 初動対応

- 南海トラフ地震等の大規模災害が発生し、県本部が設置された場合は、物資の調達、保管、輸送等に関する協定等を担当する関係各課で構成される「食料物資対策グループ」を設置し、情報共有を図りながら、迅速かつ効果的に業務を実施する。
- 地方本部は、「広域物資拠点对策班」を中心に、広域防災拠点（物資拠点）（以下、この章において「物資拠点」という。）の開設準備を行う。
- 食料物資対策グループは、物資支援協定業者や県トラック協会、県倉庫協会、県冷凍協会等の被害状況及び支援の可否を確認する。

② 連絡窓口等の確認

- 食料物資対策グループは、市町や地方本部、物資拠点等に対し、グループの設置や担当窓口の連絡先を周知するとともに、市町の物資担当窓口及び物資集積場所の設置状況等を確認する。

（第6章(3)「市町の物資集積場所の一覧」参照）

- 食料物資対策グループは、確認した担当窓口や物資集積場所の情報を取りまとめ、統括司令部、地方本部、協定業者、市町等へ周知する。

③ 協定業者の状況等の確認

- 食料物資対策グループは、各協定業者に対し、提供可能な物資の在庫量を把握するため調査を実施し、結果を統括司令部へ報告する。
- 食料物資対策グループは、必要に応じて、協定に基づき、県トラック協会、県倉庫協会及び県冷凍協会に対し、物流の専門家の派遣を要請する。派遣された物流の専門家は、物資の保管や荷捌き等に対する助言・指導を行う。

(2) 市町災害対策本部の体制

- 各市町は、避難者への物資支援に関し、市町内からの調達だけでは足りない場合は、不足する物資について、県の食料物資対策グループへ支援を要請する。
- 物資の支援を要請する際には、不足する物資の品目、数量、配送先、配送希望日時、連絡先等について、グループ担当者へ報告する。

（支援物資を要請する様式は、「愛媛県救援物資供給マニュアル」参照）

- 市町内が大きく被災し、不足する物資を正確に把握できない場合は、被害想定等を参考に必要と予想される物資の概数等を報告するとともに、予想で要請している旨をグループ担当者へ連絡する。
- 市町は、物資支援の要請を行った場合は、速やかに当該物資を受け入れるための集積場所を選定し、輸送経路や周辺の道路状況等と合わせ、グループ担当者へ報告

する。

(3) 調達を必要とする物資の把握

- 食料物資対策グループは、市町から物資の支援要請を受け付け、品目別の数量を集約する。
- 食料物資対策グループは、市町からの支援要請を待つだけでなく、積極的に市町に支援の要否を確認するとともに、市町の被災状況が大きく、支援内容の確認ができない場合は、県被害想定等を参考に必要となる物資の需要を予測する。

(4) 物資供給計画の作成

- 食料物資対策グループは、統括司令部の了解を得て、市町からの要望や被害状況、需要予測等に基づき、「いつ、どこに、何を、どのくらい提供してほしいのか」を取りまとめた物資供給計画を立案する。
(第6章(6)「物資供給計画様式及び輸送計画様式」参照)
- 物資供給計画の立案に当たっては、要望のあった物資のほか、乳幼児や高齢者など要配慮者向けの物資（紙おむつ、粉ミルクと哺乳瓶、アレルギー対応食など）や、季節により必要となる物資（暖房器具やカイロ、扇風機や防虫剤等）などの需要予測にも配慮して作成する。
- 作成した物資供給計画は、統括司令部の了解を得た上で、各地方本部や各市町等へ送付するなど、情報共有を図る。
- 物資の受入れに当たっては、受入経路の確保も重要となるため、物資拠点までの経路に関し、道路（高速や主要国道等）だけでなく、近隣のヘリコプター臨時離着陸場や港、鉄道の被害状況も確認する。

2 物資拠点の開設

(1) 物資拠点の選定

- 県本部は、物資拠点の開設が必要と判断した場合、地方本部を通じ、物資拠点として選定している施設に対し、被災状況や使用の可否を、施設管理者に直接確認する。
- 県本部は、各拠点の状況や要請する支援物資の量、活動に必要な面積や周辺の交通状況等を総合的に勘案し、使用する物資拠点を選定する。
- 県本部は、拠点を選定したときは、管轄する地方本部へ物資拠点の開設を指示し、地方本部は、物資拠点の開設へ向け、必要な準備作業を開始する。
- 物資拠点は、代替も含め各地域に2か所程度選定しているが、万が一被災等で使用できない場合や局所的な災害の場合などは、県本部は、市町や他機関等と協議の上、適当な拠点を選定し、受け入れ体制を整える。
- 物資拠点において通信に支障が発生している場合は、県防災通信システムの可搬局や衛星携帯電話（業者調達）等により対応する。

(2) 物資拠点の開設準備

- 地方本部は、決定した拠点に対し、開設の依頼及び職員の協力を依頼するとともに、拠点へ職員を派遣し、物資の受入体制を整える。

- 県本部は、最新の交通状況を参考に拠点までの進出ルートを確認し、各支援機関や協定業者に、輸送経路を伝達する。
- 地方本部の広域物資拠点对策班は、施設管理者と協力し、施設の開錠や立ち入り禁止区域の設定等を行うとともに、備蓄している拠点用資機材の準備を行う。
- 地方本部は、拠点の開設準備が整った時は、その旨を県本部に連絡する。
- 県本部は、地方本部からの要請等に応じ、県トラック協会、県倉庫協会、県冷凍協会に対し、拠点への物流専門家の派遣や物資保管用のフォークリフト及びオペレーターの要請を行う。

(3) 物資拠点の開設

- 県本部は、国や市町、関係機関等に対し、物資拠点の開設を周知する。
- 地方本部は、必要に応じ、物資の輸送車両等に対し、拠点までの誘導を行う。

3 物資拠点の運営、情報共有体制の整備

- 物資拠点としての運営は、施設職員や物流専門家等の協力を得て、地方本部が実施する。
- 県本部は、地方本部や市町に対し、拠点への支援物資の搬入や搬出等の状況について、随時情報を提供し、情報共有に努める。
- 地方本部は、県本部に対し、拠点における物資の保管状況や周辺の被災や道路規制の状況等について、定期的に報告し、情報共有に努める。

4 調達要請

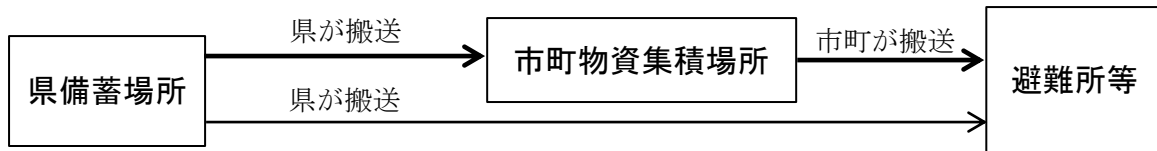
- 食料物資対策グループは、物資供給計画により、必要な物資量と県内で調達可能な物資量（自治体等備蓄や協定業者からの調達）を確認し、県内調達で対応できない場合は、国または他の都道府県等へ物資の支援要請を行う。
- 南海トラフ地震等の大規模災害時には、国や他県へ物資支援の要請をした場合であっても、物資調達・輸送に時間がかかると予想されるため、発災当初から3日程度は、県・市町の備蓄や県内の流通備蓄を中心に物資の調達を行う。
- 発災4日程度以降は、国や他県からの支援物資を中心に供給するが、工場の復旧等により、県内で調達できる体制が整備されれば、徐々に、流通備蓄を中心とする調達に移行する。
- 県民や企業等からの義援物資については、原則として、大口で需要の高い物資のみを受け付け、それ以外の申し出については、義援金による支援をお願いする。なお、義援物資は、物資の量や要請状況等に応じて、物資拠点または市町物資集積場所等へ受け入れるが、拠点等までの輸送は、申し出先に依頼する。

5 各機関等からの調達

(1) 県の備蓄

- 地方本部は、物資供給計画に基づき、各地域に備蓄している物資を各市町の物資集積場所または避難所へ搬入する。
- 備蓄物資の輸送は、原則、地方本部が公用車等を利用し行うが、輸送が困難な場合は、食料物資対策グループを通じ、県トラック協会等へ協力を依頼する。

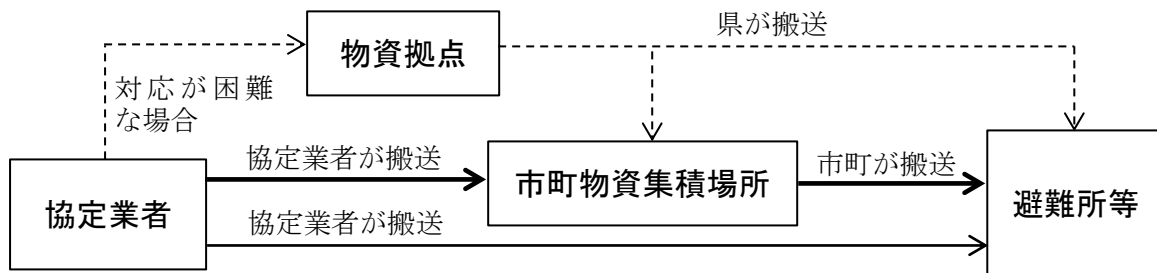
(県備蓄の搬送イメージ)



(2) 協定業者からの調達

- 食料物資対策グループは、物資供給計画に基づき、各協定業者へ、物資の調達を依頼する。
- 物資については、原則、市町の物資集積場所または避難所へ、直接搬入するよう依頼する。ただし、人員不足や遠距離輸送等の理由により、対応が困難な場合は、物資拠点への搬入を依頼するほか、それも不可能な場合は、県が業者の倉庫等へ物資を引き取りに行くことも検討する。
- 物資の搬入を依頼する場合は、輸送経路や周辺の道路状況等についても情報を提供する。

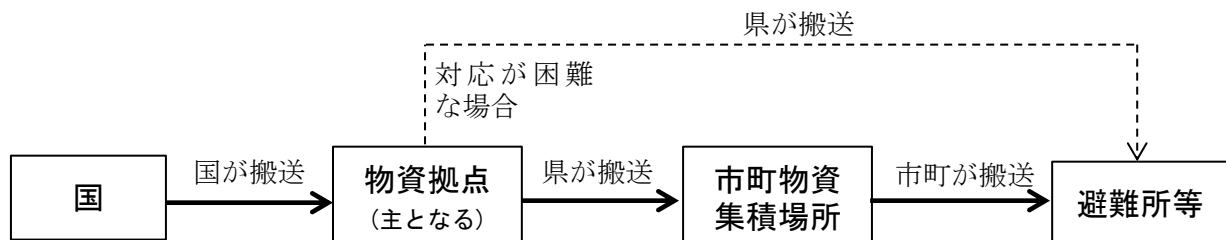
(協定業者物資の搬送イメージ)



(3) 国からの調達

- 南海トラフ地震が発生し、本県で支援物資が必要となった場合、国（内閣府）は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、食料や飲料水、生活必需品等を、本県の物資拠点に提供する。
- 食料物資対策グループは、国の窓口（主として内閣府）と連絡を取り、必要な物資の品目、数量、配送先、配送希望日時、連絡先等について、連絡する。
- 支援物資については、原則として物資拠点へ受け入れることとし、拠点までの輸送経路（地図等を添付）や周辺の道路状況等について、情報提供を行う。なお、国からの物資の送付先が限定される場合は、各地域の主となる物資拠点で受け入れ、必要に応じ、他の物資拠点等へ配送する。

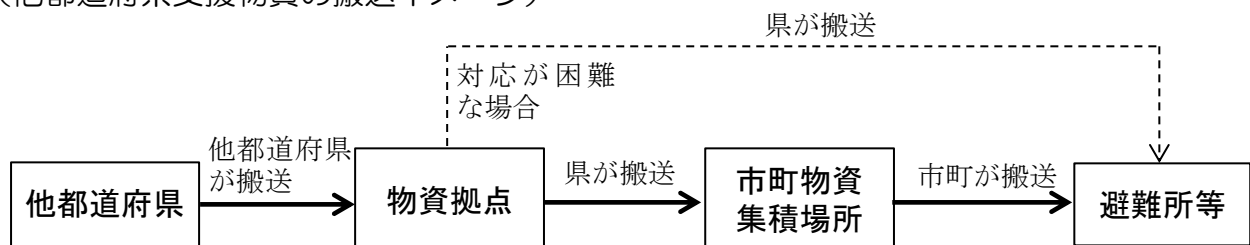
(国支援物資の搬送イメージ)



(4) 他都道府県による支援

- 本県では、大規模災害時において都道府県域を超えて相互支援を行うため、①四国4県、②中国・四国9県、③全都道府県（全国知事会）の3種類の広域応援協定を締結している。
- 南海トラフ地震発生時には、本県だけでなく、四国内にも大きな被害が発生することが想定されるため、四国の広範囲に被害が及んでいると予想される場合は、中国・四国9県及び全都道府県（全国知事会）における災害広域応援協定による支援を要請する。
- 食料物資対策グループは、支援先の窓口へ、必要な物資の品目、数量、配送先、配送希望日時、連絡先等について連絡する。
- 支援物資については、原則として物資拠点へ受け入れることとし、拠点までの輸送経路や周辺の道路状況等について、情報提供を行う。

(他都道府県支援物資の搬送イメージ)



6 物資の輸送

- 各拠点間の輸送は、原則として、物資拠点までは各支援機関や協定業者が、物資拠点から市町の物資集積場所までは県が、物資集積場所から避難所までは市町が、それぞれ担当する。
- 食料物資対策グループは、物資供給計画を踏まえ、受け入れた物資を市町の物資集積場所まで配送するため、輸送計画を作成する。
(第6章(6)「物資供給計画様式及び輸送計画様式」参照)
- 市町の被災規模が大きく、市町が避難所まで物資を輸送することが難しい場合は、必要に応じ、県が物資拠点から、直接、各市町の避難所へ物資を輸送する。その場合、市町は避難所までの輸送経路等に関する情報を速やかに提供する。
- 物資の輸送は、国や輸送協定業者（県トラック協会、愛媛内航海運組合連合会、県ハイヤー・タクシー協会など）等へ協力を依頼する。
- 輸送に当たっては、車両による輸送だけでなく、船舶や鉄道、航空機などあらゆる輸送手段を検討する。
- 道路の寸断による孤立や燃料不足等により、輸送協定業者等による物資の搬送が困難な場合は、県消防防災ヘリによる輸送や自衛隊への物資の緊急搬送の要請等を検討する。

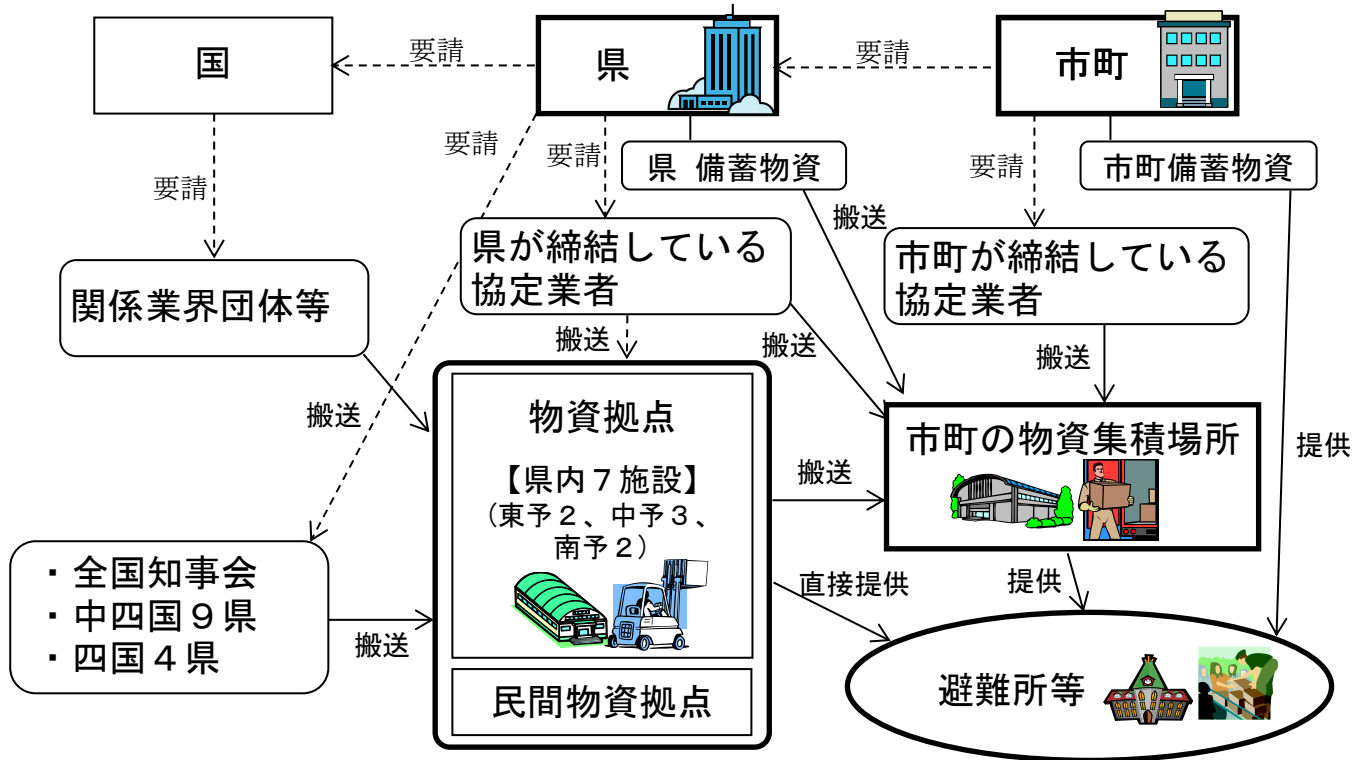
7 民間物資拠点の活用

- 物資拠点で十分なスペースを確保できない場合は、民間の倉庫の利用を検討する。民間の倉庫を利用する場合、県トラック協会や県倉庫協会、県冷凍協会に対し、物資

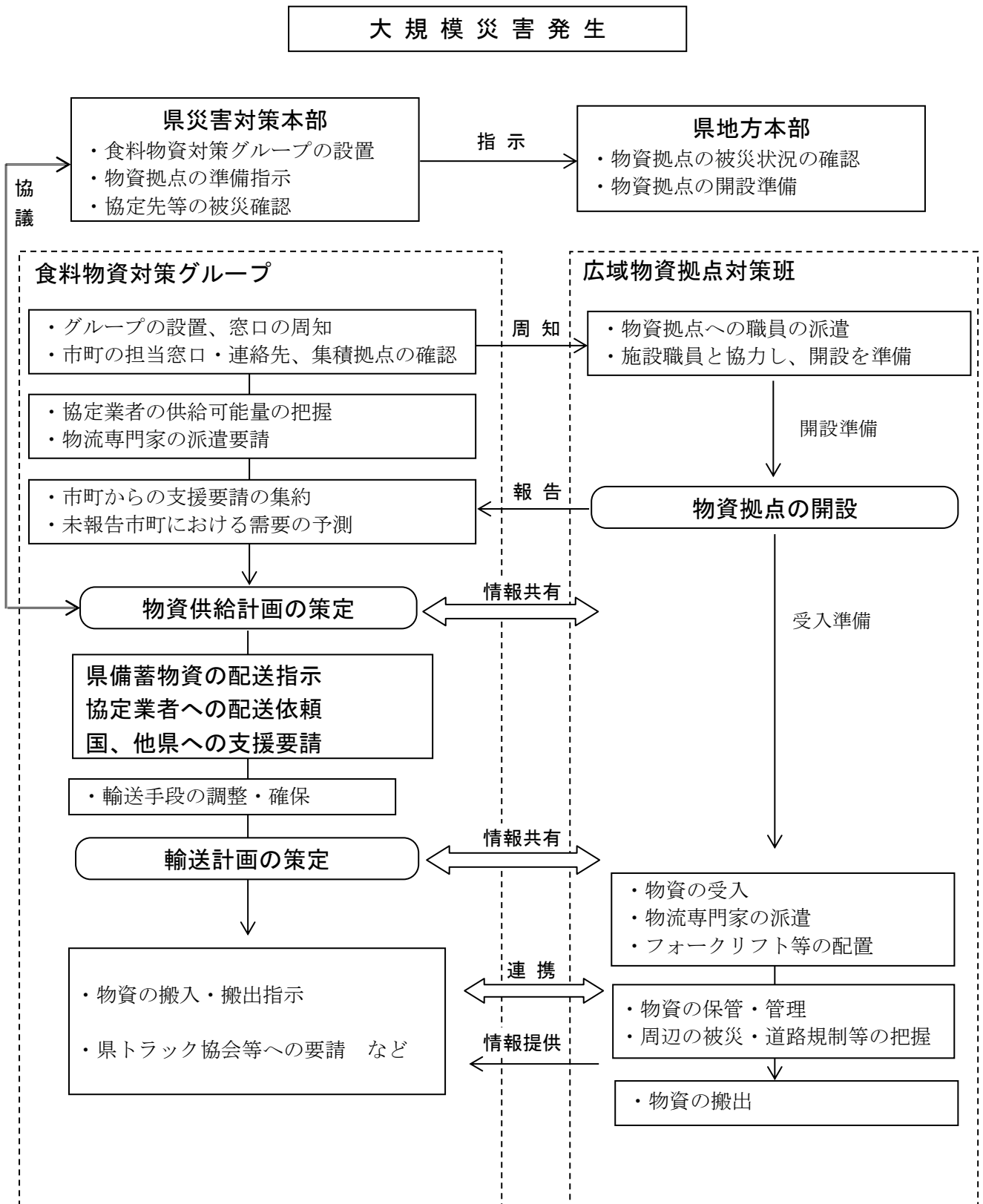
の一時保管場所等の提供及び管理・運営の協力を要請する。

- 物流に関しては、民間業者の方がノウハウを有していることから、民間業者の施設やシステムが復旧し、支援物資の配送等を依頼することができる状況になれば、できるだけ早い段階で、物資拠点の運営や支援物資の物流システム全体を、業者へ委託することを検討する。

(参考：支援物資の受入フロー図)



(参考：支援物資の受入に関する県の役割)



第6章 参考資料

- (1) 広域防災拠点の一覧及び施設概要
- (2) 活動拠点候補施設の一覧
- (3) 市町の物資集積場所の一覧
- (4) 救助機関等の応援要請等様式
- (5) 広域防災拠点開設時のチェックリスト
- (6) 物資供給計画様式及び輸送計画様式
- (7) 広域防災拠点用資機材の一覧